

平成 28 年 10 月 13 日 : 制 定

平成 30 年 6 月 28 日 : 一部改定

令和 元年 6 月 5 日 : 一部改訂

日本ペレットストーブ工業会
入会金および会費規定

(総則)

第1条 本規程は、日本ペレットストーブ工業会（以下、本会という。）会則第7条の規定に基づき、会員の入会金及び会費の賦課に関して必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本会に入会しようとするものは、次の入会金を納入しなければならない。

(1) メーカー会員 1口につき、100,000円で1口以上

~~(2) ディーラー会員 1口につき、10,000円で1口以上~~

— 第2条 入会金 (2) ディーラー会員を下記に修正 —

(2) ディーラー会員 0円

(3) 賛助会員 0円

(会費)

第3条 本会の会員は、次の会費を年額として納入しなければならない。

~~(1) メーカー会員 1口につき、150,000円で1口以上~~

— 第3条 会費 (1) メーカー会員を下記に修正 —

(1) メーカー会員 1口につき、200,000円で一口以上

(2) ディーラー会員 1口につき、20,000円で1口以上

(3) 賛助会員 1口につき、80,000円で1口以上

(納入方法)

第4条 会員は、入会時に入会金の全額を、当該年度の初めに会費の全額を納入しなければならない。

なお、銀行振込の場合の振込料は、会員の負担とする。

以 上